

# 『子どもの最善の利益』に関する一考察

## The Best interests of the Child

比嘉 真人\*

Masato HIGA

### 要 旨

少子社会が強調される現在、その数とこれがもたらす持続可能な社会に強い関心が集中し、子どもの最善の利益という本質を見失う危機的状況に十分な注目が無い状況が露呈している。本論は子ども福祉の基本とすべき事項に視点をあて、多角的にこれを論ずることによってわが国が醸成してきた子ども観を考察する。このことによって将来予測される人口減少社会における子どもたちへの適切な生活保障の基盤となり得る、子どもの最善の利益について考察する。

### はじめに

わが国における制度としての社会福祉サービスは、戦後の60有余年を通じて成熟の域に達していることを否定する思考は多くはないであろう。しかし、わが国の福祉発展は制度論が先行した結果の現状であることを忘れるべきではない。

本稿ではエリザベス救貧法に始まり400年以上を経て発展してきた社会福祉思想と、これを根拠とした福祉活動にその規範において成熟の域を得た欧米型現代社会福祉に対して、戦後にのみその歴史を見ることになるわが国の社会福祉史に焦点を当てる中で「子どもの最善の利益」を考察する。

すなわち、ここにおいて注目しなくてはならないのはわが国において、慣習法的歴史発展における社会福祉思想が成文法的歴史発展による社会思想のもとでどのようにその影響を受けてしまったかということに端を発する「子どもの最善の利益」の意図性であり、福祉という言葉が使われていなかった時代と現代ではさらに大きくその違いを観ることができる。福祉的発想（福祉という言葉が使われていなかった）の時代と現代に関して、福祉を必要とする側とこれを提供する側について整理するところから子どもの最善の利益を考察する。

### 1. わが国における社会的変遷による社会福祉的思想と福祉的实践からみる子ども観

まず子どもがおかれている、社会における諸問題から考察する。

わが国では現行憲法下において初めて社会福祉が規定

されたわけであるが、一部の論著においてはその始を西暦500年代に求めているものも存在する。しかし500年代の行為を現代社会福祉に関連して述べるにはその行為の真意と存在に関する歴史的真相についての確実性も重要であるが、このことは本論の趣旨とするところではないため一般論としての理解にとどめる。

非嫡出子（正式に婚姻関係にない男女の子ども）についての相続権、公文書への続柄記載をめぐって、注目すべき動きが過去において見られた。一つは、夫婦間の子である嫡出子と非嫡出子との相続格差が、憲法による『法の下の平等』に反するという点で提起された裁判が、最高裁判所大法廷で争われたことである。

民法によって、非嫡出子の法定相続分は嫡出子の半分との規定である。しかし、この規定が憲法第14条『すべて国民は、法の下に平等であって』からすると差別であるというものであり、法曹界では共通の認識でもある。過去の経過の中では、法律婚に基づく家族の利益保護の観点から民法の規定を合憲としたこともあったが、1993(平成5)年6月、東京高等裁判所はこれを違憲とした。これには、非嫡出子の犠牲の下での法律婚の保護立法は避けるべきであるということが明確にしめされている。また1994(平成6)年11月にも二件目の違憲判決を東京高等裁判所は下している。その度に改正が話題になる民法は、最高裁判所において下される判断によっては民法改正に大きく影響することになる。

もう一つは、従来の表記を子どもの差別につながる人権侵害との指摘に、戸籍に準じているため変更不可能としてきた住民票の世帯主との関係を示す続柄表記を、嫡出子・非嫡出子に限らず『子』に統一するという旧自治省の決定

\* 〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3 鶴見大学短期大学部保育科

Department of Early Childhood Care and Education, Tsurumi University of Junior College, 2-1-3 Tsurumi, Tsurumi-Ku, Yokohama 230-8501, Japan.

である。

わが国が批准している国際人権規約でも子どもの出生による差別は禁止しており、これは国際的潮流でもある。

あえてここに嫡出子・非嫡出子の話題を掲げたのは、児童の養護を考える上では、どのような状況にある子どもであってもその対象として支援・援助を提供する児童福祉の考えであるにもかかわらず、別の場面では現在でもこのような議論が続けられていることを明確にするべきと考えたからであり、これによってどのような場合であっても、子どもに対しての差別はその存在を厳しく否定するべき事項としなくてはならない。

次に出生数に目を転じる。ベビーブームと呼ばれ、その第一次を1947(昭和22)年から49(昭和24)年とし、1971(昭和46)年から74(昭和49)年をその第二次として、出生率の高い時期が見られたが、第二次ベビーブーム以後出生数は下降傾向にある。総務省統計局の統計によると、18年間減少を続けた出生児数が1991(平成3)年10月からの1年間で122万8,000人と前年より4,000人の増加とのことである。しかし200万を越した第一次、これ近くにまでになった第二次のベビーブームから考えると、その数は非常に少ないのである。これらの『少子社会』は子どもの生活、すなわち子どもの最善の利益への指針として次への考察に続けたい。

遊びによって人間関係の必要性や重要性を知り、その遊びでの役割から社会性を獲得して成長することについては既に知られているが、これら「人」との関係において、もう一つ重要なのが「もの」である。すなわち環境である。『アヴェロンの野生児』に代表されるように、人の成長を考える上で環境は極めて重要である。

現代社会における都市化による構造変化は子どもたちの成長にもさまざまな影響を与えている。小川での水遊びは自然を理解させ、野山での『ごっこ遊び』も人間と自然を考えさせ、さらには社会的役割の理解をも可能とするが、そこには現実との大きな乖離が存在する。学力偏重社会は、子どもたちに自然との触れ合いを減少させ、社会での役割理解を遠ざけてしまうという現実が存在する。可能な限りの具体物を通しての成長に、このことはなくてはならない第一の環境因子であり、まさに子どもの成長発達のために欠くことのできない要因なのである。しかし、現代において見られるこの事象はこの事から大きく離れているのも事実である。整備によって地域の遊び場は増えており、またこれらの活用にも工夫がされているが、十分な数とはいええず、また適切な指導者にも欠けている。さらにこれらの場を利用する子どもたちの中では、協調が薄い反面いじめなども皆無ではなく、大人社会の縮図的要素も含んでいるようである。我々は、極めて近い過去において、この「いじめ」について大きな衝撃を経験したことがあり、これについては忘れてはならないことである。

学力偏重社会にはしり、強調や協力を忘れさせている社会が子どもたちに与えたものは何か。子どもが持っている物の中にゲームや携帯端末、パーソナルコンピューターがあり、これらはほとんどが自分一人で使う物であり、仲間

と協力して使うという性質の物ではない。そして幼児の段階から自室を与えられるようになりつつある現在、公園などの限られたところ以外に遊ぶ場所のない子どもたちは家の中で電子機器による遊びを強要されている。電子機器を否定するものではなく、むしろその必要性を強調したいところではあるが、成長発達には段階がありその段階を無視することは、好ましくない結果を招くことを意味する。平成5年という段階でも「未来をひらく子どもたちのために～子育ての社会的支援を考える～」において、先の問題を提示している。適した環境条件を与えられることもなく、遊ぶことから始まる子どもたちの成長は、それを引き戻すべく、好ましくない方向へと作用している事を理解する必要がある。

日本障害者リハビリテーション協会では『リハビリテーションは本来“能力の回復”を意味する言葉ですが、その基調は人格の尊厳性に立脚するものであることから、理念的には“人権の回復”であると言えます。その場合の人権とは、各個人が社会経済的に「ふつうの生活」を営むことのできる状態を保障されることにほかなりません。したがって、リハビリテーションは障害者問題に限らず人間社会における普遍的テーマであるわけです……(わかりやすいリハビリテーション、日本障害者リハビリテーション協会)』と述べており、これは児童養護理論につながる発想でもあり、社会リハビリテーションを子どもに限定すると児童養護として考えることも可能である。

社会という大きな器の中においてこそ健全な児童の成長発達があるのであり、社会という人類の築いた最も意義のある環境において、子どもたちに対する保障としていく事を再認識する必要がある。

## 2. 家族、家庭の問題性

1989年の国連総会では「家族の発展のために～国際家族年にむけての準備と行事」という事務総長原案の検討の結果、1994年を国際家族年とする宣言をし、そのテーマを「家族：社会変動の中での諸資源とそれに対応する責任を問う」としている。

家族と社会の関連性に焦点を当てたこのテーマは、現代家族の病理性を考察する上において極めて有効である。

家族の危機が強調されている現在、家族は子どもたちへの最善の利益を保障する上では重要なファクターとして認識する必要がある。

家族の役割について、その答えのほとんどに密接な家族員との情緒的結びつきがあげられる。家族の形態には二つの型があり、一つは生まれ育ったものであり、もう一つは結婚によってつくられる型である。この二つの家族形態が明確になったのは第二次世界大戦後のことであり、これ以前には『いえ』という考え方が存在していた。この第二次世界大戦後に廃止された『いえ』とは、家族の中で長男が跡継ぎとなり、長男以外の子どもは別の家庭を持ったり結婚などによって『いえ』を出ていき、長男は生まれ育った家に残ることでこの『いえ』を継いでいく形態である。二

世代にわたる夫婦家族が1家族を形成し、結婚とともに同居すると三世代の家族が同居することさえ珍しいことではないのである。親との同居の形で発生した結婚による家族では、妻は自分の親との生活よりも長い時間生活をするようになる。妻は嫁としてその『いえ』に入り、姑に仕えることから始まり、長男の誕生をむかえ、夫の戸主とともに主婦になり、長男の嫁を迎えて姑となるのである。夫は『いえ』の権威に支えられる上下の父子関係となり、親子の情緒的な関係は母子関係が中心である。

第二次世界大戦後の急激な社会の変化はその中心が首都に置かれ、あらゆるものの中心が大都市に集中した。これは人口の都市あるいは周辺部への集中化を招き、そしてこのことが同時に核家族化へと変化させ、現在も核家族世帯が増えている現状であり、三世代の世帯の減少傾向がこれを反映している。

そもそもの発想の違いはあるにせよ、長く続いてきた二世帯、三世帯同居という『いえ』家族形態からの変化は、家族の人間関係が夫婦中心の形態を確立してきているのである。もちろんこれは制度としてのものが廃止されたのであって、風習的なものとしては実態として現在でもみられるのである。しかし、これも徐々に変化しているようであり、未成年の子どもを含む3ないし4人家族が多くを占めているようである。つまり老親は別の世帯になっているということである。しかし、近年平均寿命の伸びが示すように、この別世帯になっている老親の年齢も当然加齢の傾向にあるわけである。少子社会とこの高齢社会が現在の顕著な傾向である。さらに高齢化については、諸外国と大きく異なっているのがその速度である。

わが国の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める比率）の変化を見ると、1950（昭和25）年からの30年で2倍以上であり、さらに1980（昭和55）年からの10年間で1.3倍以上である。そして、1992（平成4）年の高齢者は総人口の13.1%、1624万人であり、第一次ベビーブームの世代が65歳を超えた2013（平成25）年にはおおよそ3200万人である。

極めて速い速度で進む高齢化社会に、家族の形態は核家族から再び『いえ』家族形態への変化となることも予想できるのである。我が国の歩んできた高齢者観は、単身老親世帯への援助ではなく、子による援助のある世帯であろう。第二次世界大戦前まで存在していた家族制度とは異なるものの、形態は高齢者を心温かく援助できる家族の形成へと発展することも十分考えられ、この事象がもたらす子どもへの影響も十分配慮すべき事項である。

子どもの学校修了は、その家族から家族構成員の一人が出ていく時というのが良く見られる情景である。もちろん例外も多くあることであるが、この状況を更に踏み込んで考察する。夫婦と子どもの3～4人家族で、父親は郊外の自宅から朝早く出勤する。母親は出勤した父親を送りだし、次に学校に行く子どもを送り出す。子どもは朝父親が出勤する姿をほとんど見ることなく、また夜も帰宅の遅い父親とは話す時間も多くはない。自然と夫婦の間で役割が出来、子どもと多くの時間を共有するのは母親であり、養育され

るべき子どもとの関係の多くを母親が担い、ここに母子関係が濃密に形成される。過去においては祖父母もこの養育に関わりももてる状況にあったが、現代家族では見ることの少ないことである。養育のほとんどを母親が担い、子どもは直接父親と話す機会も少なく、結果は「母親の言うことを聞き入れる子ども」としての成長である。子ども自身に「自立」の意識は多くなく、母親のあるいは母親を通しての父親の言うことを聞き入れるように養育されて成長した子どもである。そして、この子どもがやがてわが子にも同じように養育していくのである。

このように子どもへの養育に家族は、子どもの成長発達の上でまた生活の上でも極めて基本的な集団であり、家族構成員のそれぞれの役割とは違った次元においてもとらえられなければならないのである。つまり家族は社会に対して資源となり、家族が必要とする資源はこれを社会が保障するという、国際家族年制定のための活動過程の基本姿勢である。社会の基本的単位としての家族は、家族の中においてわが子の養育が、そして社会に対してはまさに家族は社会の資源として、家族と社会との相互関係の維持修復に原動力が求められている。

夫婦の離婚、別居、蒸発、さらには捨て子、嬰兒殺しなど、深刻な問題が多く目立ち、医師である父親が母子を殺害するという極めて痛ましい事件も記憶に新しいところである。

家族における人間関係は、相互の理解や信頼を超越した次元において家族構成員が相互に絆によって結ばれ、何事にも家族構成員の総意によってその機能が発揮されるようにあるべきものである。そして、これが不可能となることは、子どもの健やかな成長発達の阻害となるのである。

児童福祉施設を利用する子どもの家庭環境に注目すると、どの施設においても家庭環境に考慮を要する子どもがそこに存在し、施設の支援・援助項目として取り上げる必要がある事の1つになっている。この項目の内容を精査すると、親を亡くした、親の所在が不明、養育拒否、過保護など様々である。このような家庭の問題は施設での支援・援助以前に、施設利用の根拠となっている場合も多くみられることである。

家庭内の解決すべき諸問題が解決不可能となり、このことが地域社会での連携困難な状況に発展し、子どもへの養育能力の欠落状態を招くということは少ない例ではない。

家族はその構成員によって目的性を持った、社会における基本的な単位であり、社会はこれをもとに成立しているものである。即ち『どのような家族においても、その家族員一人ひとりの人権と自由とが基本的に認められ、性や年齢による差別のない平等な人間関係の成立する家族を社会的にも個人的にも築いていかねばならないことを意味している（澤井セイ子、国際家族年の意義と問題点、教育と医学、慶應通信、第493号）』ということである。従って、『家族が乳幼児や高齢者などへの援助が困難となったときには、家族に代わって援助するのではなくその家族が自力で援助できるように家族自体を支援する（家族年の活動）』ことが必要なのである。

家族や家庭、更にはこれらを取りまく環境にまでも子どもの最善の利益に注意を払うのは以上のような基本的思考に立脚していることによるものである。

子どもを取りまく問題は多数あり、家庭、教育、文化、健康、福祉など『子どもの権利条約』に代表される様々な分野にわたるが、ここで子どもに対する養護から子どもの最善の利益を考察する。

現代の家族は新たな変化のさなかにあるが、これはまさに家族の独自の養育機能の重要性である。今後の子ども家庭福祉は、単に充実した施設を提供することのみに終始することなく、児童の社会的養護を増大させている現代家族の病理現象への対応も図らなければならない。

家族の病理現象の要因として一般に考えられているのは、家族緊張である。これは、夫婦間、親子間の耐え難いまでの対立であり、このことは家族にとって不幸なことであるばかりではなく、発達過程にある子どもに与える影響は極めて大きく、加えて夫婦間の緊張は離婚や家出を招き、子どもにとっては更なる不幸に追い込むことにもなる。

家族緊張は、夫婦間または親子間の人間関係の不調整から生じる現象であって、変動する現代社会の中で、家族が既に述べたような危機的状況にあるときは、さまざまな緊張状態を引き起こして、多様な家庭児童の問題の誘因となる。従って、ここには家族関係の調整を図るファミリー・ケースワークの必要性が肝要である。既にヨーロッパやアメリカなどでは第二次世界大戦後に、家庭福祉機関によるファミリー・ケースワークが発達している。

わが国では、これらに近い機能をもつものとして、児童相談所、保健福祉事務所内におかれている家庭児童相談室、家庭裁判所、その他民間機関の家庭相談室などがあり、それぞれ機能しているが、地域社会においての一貫した調整にまではいたっていないのが現状であり、家族の個別の状況に対する回復機能を専門的に対応することが出来る状態にまではなっていない。しかし子ども問題は、その社会的背景と同時に夫婦関係も含めた家族全体の問題として対応することが必須であり、ここにおいて、子ども福祉について専門的に対応するファミリー・ケースワークの充実・発展を図ることは子ども福祉での重要課題の一つである。

家族病理現象の防止には、単に家族関係の調整だけではなく、基本としては、経済的基盤の保障や住宅政策などの関連諸施策にまでもを含む再編成が必要なのであり、子ども福祉の領域については、親の養育機能を補う通園補助やホームヘルパー制度の充実があげられる。

保育所は家族の養育機能を補うとともに、家庭において達成困難な発達を保障する事を目的にしているが、その現状は機能を十分に発揮するまでにはいたっていない状況にあり、更なる積極的な対応が望まれている。しかし、これには単に保育所の不足を解消することだけにとどまらず、教育など周辺部分も含めた家庭児童の対策の根本としての位置づけがなされなくてはならないものであり、新たな取り組みも実現しているが本来の趣旨から大きく逸脱した要因がこの事への阻害因子になっており、今後の進展には

十分な配慮も必要である。

欧米におけるホームヘルパー制度は、家族の家事労働の代替的・補完的機能としてとらえられており、これには専門的な知識・技能を修得した者のみがホームヘルパーとして対応している。我が国でもホームヘルパー的存在はあるが、その多くは高齢者や障害児者などの家庭においてのことであり、善意ある人々のサービスの上によるものがほとんどである。まだ不十分ながらも自治体単位でホームヘルパーの養成に着手し、この養成講座にはそれぞれの専門機関が協力体制をとるまでになってきたが、制度の改変によって新たな局面を迎えている。

家庭生活に恵まれない子どもについては里親による養育があり、これは欧米においては市民の間で一般化していて身近なものであり、これへの参加はかなり実現しやすいものとなっている。また福祉の形態としても歴史のある制度である。

わが国では、児童福祉法の制定とともにこの里親制度もできたが、進展は少なく、現在ではむしろ衰退の一途となりつつある。これは現代の家族が不安定であることも理由の一つであるが、我が国が歩んできた歴史の中にも里親制度を肯定することの少ない独特な『いえ』の考え方が根強くあったことがあげられる。すなわち家族観とも言うべきものに、自分の子と他人の子を明確に区別しており、子どもを広く社会にあてはめて認識するということがなかったためであろう。幼児を中心とした子どもにおいてはニーズを反映できる有効な方法であり、本来はさらなる拡充があつてしかるべきと考えられ、自治体によっては積極的にこれに取り組む姿勢を示しており、その成果が期待されている。

また、代替的家庭の養育としても一つ、養子制度をあげることができる。

しかしこの制度も、前掲の国々でその歴史の変遷はあったものの児童福祉のプログラムとなっているのに対して、伝統的な家族制度が長く続いた我が国では受け入れにくいものである。

さらに、幼児に対する養護サービスについても考察が必要である。

幼児養護の充実には、職員の増加、少人数対応型が望ましいが、ただ少人数にしてサービスの提供をするだけでは十分ではない。そこには職員と幼児の継続的な人間交渉、特にその心理的交流関係がいかに営まれているかということが重要であつて、これこそがまさに本来の意味での生きた環境である。しかし、人為的・複合的集団性をもつ施設がこの形態でサービスを実行しても、生きた環境を作り出すには限界があることを理解しなくてはならない。年齢的に集団を形成して展開される幼児養護の専門施設の意義を全面的に否定するものではないが、負の要因も理解しなくてはならない。これが長期間になると新たな集団へと移らなくてはならず、新しい環境への適応に再び幼児の不安を高めてしまうことも配慮しなくてはならなくなる。

このような苦慮のさなか、ファミリー・グループ・ホーム

は新たなものとして我々を注目させた。それは施設を利用して子どもを市街の各地に設けられたグループ・ホームに分散し、有能なスタッフのもとで少人数の男女児童が長期間安定して生活できることを趣旨として始められたものである。その後グループ・ホームの形態は進化して、その対象児も一般の児童から情緒障害児、非行児童にまで拡大されていった。またこの傾向は、入所型施設の市内各地への分散、里親の発展などにも影響を与えたのである。我が国でも先駆的な自治体によって試行的に開始されたこの発想は、現在では定着をみるに至る状況を呈している。

### 3. 最善の利益への序説

子ども一人ひとりを個人としてとらえ、個別的に対応する施設養護の重要性は、職員と児童の心温まる人間的接触を保ちつつ日常生活での諸問題の理解と援助、そして能力の発見やそれを実践する機会を提供するために、施設の職員はケースワーク技術の修得が必要である。個別的処遇、家庭復帰への家族調整、退所退園児のアフターケアなどにはケースワーク理論は欠くことが出来ないものである。さらに反社会的・非社会的不適応児の増加にも必要不可欠であることも当然である。

基礎的・機能的・複合的集団性をもつ施設での集団生活では、子どもが画一的に理解されてしまい、集団の中に埋没する危険性がある。これには、グループワークの活用が有効である。集団と個人の知識を十分に活用し、集団形成の段階から始めて、これを望ましい方向に高めていく技術体系としてのグループワークはその効果をおおいに期待できるものである。子どもの属する生活単位としての集団やその他の集団に安定感を与え、リーダーシップや社会性を育てることに効果的であり、反社会的・非社会的不適応児への治療的アプローチによる問題解決にも効果がある。ケースワークやグループワークは施設を必要としている子どもにとって、最も基本的で最も重要な専門性の一つである。

施設は家庭そのものになることはできないが、集団生活を提供することは可能であり、集団生活のもつ利点を積極的に活用した子どもへの働きかけは児童養護の新しい視点としなければならない。

わが国における児童福祉の歴史をみると、施設での対応が多くを占めてきた。しかし、今後は施設の充実や整備だけに注目することなく、ノーマリゼーションの精神に立つ対応が望まれるのである。つまり、親もしくは親に代わる適切な養育者のもとでの生活であり、この家庭環境を総合的に支援できる体制も整備しなくてはならないのである。古典的風習やその粋を第一義にすることなく、必要とされるものを常に考え、要求に応えるのではない中で、可能な限りの豊富な支援体制が必要である。《要求に応じる》養護ではなく、常に将来を見越した広く深い総合的な《用意》養護が肝要である。このことなくして子どもに対する養護を展開することはありえないものとしなくてはならない。

生活の基本は家庭であり、それぞれ家族構成員一人ひと

りが思いを語り合い、相互の理解によって安心感を得ることができるのが家庭である。そしてこの家庭において、健やかな成長が図られなければならない。

次に家庭において、家族の構成員それぞれが理解し合うことができなくなる状況について考察する。

核家族とはいえ、一般的なのは両親とその子どもである。学校から帰ってきた子どもは母親に迎えられ、学校での出来事を話す。やがて父親が帰宅し、一家そろっての夕食となり、ここで母親に話した学校でのことがまた話題になる。子どもは親に囲まれながら話すことで大きな安心感を得る。またそのわが子の姿を親は温かく見守る。多くの一家団欒の情景である。

しかし、この団欒は構成員の一人が欠けても変わらないということではない。

離婚についてみると、第二次世界大戦後一時的に急増した離婚は、その後低下し大きな変動もなく経過してきたが、近年また増加の傾向にあるようである。そしてこの増加にある離婚夫婦の中で、子どもが未成年というものは70%ということである。この70%の中に含まれることになる児童養護施設の利用を余儀なくされる子どもについては注目する必要がある。

離婚によって親を失った子どもは団欒も失ってしまうのである。親との対話によって自己を認識し、責任感が養われ、自立心も育っていくのであるが、これらは家庭において優しさと愛情につつまれた上での安心感があってのことである。金銭によって何でも手に入れることができるが、これらは金銭によって手に入れることはできず、他のものによって代わることもできないのである。全ての面において家庭と家族が基本となるのが生活であることを認識しなくてはならない。

以上の状況から子どもの生活の一部を考えると、学校から直接家に帰ることなく、また帰ってもすぐに学習塾に行かなくてはならない。さらに、ピアノ、絵、その他の習い事で子どもの生活時間はそのほとんどを費やされているという調査結果があるようである。遠距離通勤の父親と変わらないほどであるこの時間割は子どもにとって好ましいことではない。塾や習い事を全て否定はしないが、何を目的としているのか、何がこうさせているのか、大変重要なことである。

学力偏重がさわがれ、教育ママが言われて久しいが、これがもたらしたものに子どもの健やかな成長につながるものがどの程度保障されているのであろうか。極めて疑問である。学習塾に通うことで学業成績は向上するであろうし、ピアノや絵によって情操も安定するであろう。しかし、学習塾は難関を突破しての難しい入学試験の合格に、ピアノや絵はコンクールの入賞を果たせるが、ここには大きな代償を払っているのである。

互いに理解し、助け合うという人間本来の持つべきものが忘れられてきていることは非常に遺憾な事態である。学業成績が向上し、情操豊かになることを誰も否定はしないが、発達段階にあって情緒が不安定になりやすいこの時期

に、一側面だけの発達を促すことを、適切な働きかけとするのは正しいことではないとしなければならない。いわゆる『塾通い』には、これらの前提条件とも言うべき人間として最も重要な人格が基本にあることを忘れてはならないのである。

遊びを通して役割を学び、社会の仕組みを知る段階を飛び越してはならないのである。

子どもを見守る社会とこれを形成する者の責任として、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ児童の生活を保障しなければならないのであり、このことがよい環境のなかで育てることとする児童憲章の意図であり、忘れてはならないのもである。

そしてこの事は子どもにとっての地域生活にも重要性を示している。安定した家庭生活の上にあることは言うまでもないことであるが、遊びから始まる子どもの成長も極めて重要なことである。

都市化によって、都市部においては必要以上の競争社会となり、ここでの住民には相互の理解や助け合いが極めて希薄となる。都市部の全てではないが、まれに住民の協力によって何かがなされるとその事のみがクローズアップされてしまう。入る情報はその多くがメディアを媒介とするため、場にも恵まれず、つねに親を観ている子どもは、このような状況によって親の行動を遊びに取り込むことのない成長・発達となってしまう。

都市部以外の地域では上記のようなことは少ないが、情報も遅れがちとなり社会の変化にも影響している。

地域の自治的活動による家庭相互の協力関係の成立は望ましいことであり、このことが子どもの成長に大きく貢献することも既に論じた。しかしここに地域の特色を超えてしまった、格差とも言うべきものがあるのである。地方分権が言われる現在、大きくはこのことを含めた中から、地域の格差の本質を考え、子どもにとっての適切な生活環境を考えることが重要である。

## おわりに

子ども観について歴史的展開、家族、家庭を視点として述べたが、子どもに対して展開すべき養護を代表とするさまざまな子どもへの支援・援助、そして子どもの最善の利益追求の基底をどこに求めるべきなのかということが最重要課題である。

わが国の歴史はその多くの時点で、社会変革に大きく影響を与える源として子ども観を用意することを避けてきたわけであり、この事が様々な自然発生的子ども観や最良な施策発展の妨げと考えられる。

子どもの権利条約批准後の不十分な報告に代表されるような事態は避けなくてはならない。

本論において指摘した子ども観の基盤、組織としての家族や機能、意義としての家庭などが相互に有機的に機能することによって親や家族ではなく、極度の保護の対象としての子どもではない、本来あるべき状態としての「社会の一員としての子ども」これこそが、『子どもの最善の利益』の確立への途である。

## <引用文献>

わかりやすいリハビリテーション, 日本障害者リハビリテーション協会, 1994年  
澤井セイ子, 国際家族年の意義と問題点, 教育と医学, 慶應通信, 第493号

## <参考文献>

朝倉陸夫, 比嘉真人編著, 輝く子どもたち—児童福祉学, 八千代出版, 2000年  
野澤正子著, 児童擁護論, ミネルヴァ書房, 2002年  
米山岳廣, 小野剛編著, 養護原理の基礎と実際, 文化書房博文社, 2004年  
朝倉陸夫監修, 比嘉真人編著, 輝く子どもたち—養護原理, 八千代出版, 2004年